

日本人船員の育成【国土交通省】

実技訓練については、民間に任せの方がビジネスの実態に合うのではないかと。民間に任せられない理由があれば説明願いたい。

フィリピンは船員の育成に取り組んでいるとのことであるが、当該国の知見やノウハウを日本の民間教育の場で活用する方策は考えられないか。船員の育成に関するカリキュラムの内容(教科書等)が条約等により国際的に共通化されているのか、共通化されているとすればその具体的な内容を含めて説明願いたい。

日本人船員の育成に関する実施主体は現在3つの独立行政法人となっているが、それらを一元化して民間に転換してはどうか。貴省の見解を伺いたい。

酒類の研究【財務省】

酒税関連物件の高度な分析・鑑定として、平成16年度については9月末時点で124点行っているとのことであるが、主な内容を具体的に説明願いたい。また、酒税の適正・公平な賦課の実現に資するための業務について、全体の業務に占める割合(成果の割合など)はどの程度なのか過去3年間の経年変化を示されたい。

単なる研究は、民間で行えることであり、国が直接行わなければならない理由は、見当たらない。研究所を民営化することのデメリットが何か伺いたい。

「独立行政法人酒類総合研究所の中期目標の公表について(H13.4月.国税庁)」による業務内容によると、課税行政に関わる業務は、非常に限られた部分であり、多くの業務を基礎研究等を行っているように見受けられる。酒類総合研究所の組織毎の予算及び人数、また課税に関わる組織がどの組織であり、どのような判断を行っているのか示されたい。

物損事故の処理【警察庁】

事故当事者が同意していれば、民間団体にて、事故の報告書を作成できるのではないかと。

現在でも、事故による周囲への交通上の支障や人身事故でない場合には、当事者が警察に出頭することで、事故処理を行っている。また、その後に人身事故であることが判明した場合にも、その事故処理をもとに、事故の調書を作成することであった。そうであれば、事故後の現場での交通整理等が不要の場合には、事故の確認や事故処理事務を民間に委託することは可能と考えるが、貴庁はいかに考えるか。

そもそも事故後の現場での交通整理等は、民間でも可能と考えられるが、貴庁の見解を伺いたい。

物損事故による見分を行っている事故のうち、検挙に至っている件数が少ないと思われるが、貴庁はどのように考えるか示されたい。

また、民間で行える事務等は、できるだけ民間に委託して、重要な分野に警察官の業

務に集中するべきと考えるが、貴庁はどのように考えるか示されたい。

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

職業紹介業務・雇用保険業務【厚生労働省】

ILO条約第9条第1項の「Staff」とは、「職員」という和訳が適切か、根拠を示されたい。また、「The staff of the employment service shall be composed of public officials ~」とあるが、スタッフ全員が「public officials」であるべき、というようには読めない。当該条項の解釈について、ILO及び外務省に問い合わせた上でご回答願いたい。

(第11回官業民営化等WG追加資料要求事項)

また、失業者就労支援業務を民間開放しているオーストラリアが、上記ILO条約を批准しているか否かにつき回答願いたい。あわせて、オーストラリアにおける無料職業紹介業務の推進体制如何。同国が右条約を批准している場合、当該推進体制と右条約の整合性についての見解如何。

OECD加盟国の内、第9条を批准している国のリストを頂きたい。

無料の職業紹介を国が責任をもって実施するというILO条約では、求職者に対して無料というだけでなく、求人企業に対しても無料で紹介サービスを義務付けていると解釈すべきか、ご見解をお示し願いたい。

平成16年10月4日開催の第11回官業民営化等WGにおけるヒアリング時に提出いただいた資料(以下「前回ヒアリング資料」という)において、

『雇用のセーフティネットとしての役割を担い、地域のニーズに応えるとともに地域間労働移動等全国的な需給調整機能を果たしていくためには、同一組織の全国的なネットワークにより、求人・求職情報を一元的に蓄積し、効率的・効果的な職業紹介を実施する必要がある。』

とのことだが、

- 貴省回答のとおり、既に民間事業者の活用が図られつつあるところであり、
- 民間事業者との情報共有等、所要の連携を図ることにより、求人・求職情報の全国的かつ一元的な管理は可能であること
- むしろ、民間事業者の活用を図ることにより、職業紹介の一層効率的・効果的な実施を図ることが可能となり得ること

等から、職業紹介業務の一層の民間開放を進めるべきと考えるが、この点につき、貴省の見解如何。

前回ヒアリング資料において、

『国として行う必要のある失業等給付や事業主指導の業務は、職業紹介と一体的に行うことで制度の実効性が担保されていることから、国において職業紹介業務を実施する必要がある。』

とのことだが、

- 既に、民間事業者を活用して求職活動を行う者についても「労働の意思」ありとして「失業」の認定を行っているはずであること
- 前回ヒアリング資料では『仮に、給付業務と職業紹介業務を一体として民間開放した上で国が監督するとしても、・・・これを行う方法は国自ら個々の受給者と面談し職業指導等を行って失業認定を行う方法しかなく、極めて非効率となる』とのことであるが、現在、公共職業安定所においても、業務マニュアル等により認定に係る判断の公平性・

客観性を担保しているはずであること

- むしろ、民間事業者の活用を図ることにより、職業紹介の一層効率的・効果的な実施を図ることが可能となり得ること

等から、職業紹介業務及び雇用保険業務の一層の民間開放を進めるべきと考えるが、この点につき、貴省の見解如何。

また、第2回雇用・労働WG（貴省提出資料）において、「失業の認定は、民間事業者を利用した求職活動であっても行われる仕組みであり、民間事業者を利用した求職活動を行いながら、雇用保険の給付を受けることは当然可能」とのことであるが、民間事業者の求職活動における失業認定のスキーム等についてご提出いただきたい。

なお、前回ヒアリングにおいて要求したとおり、職業紹介業務及び雇用保険業務に関する業務マニュアル（業務取扱要領など）を提出いただきたい。

前回ヒアリング資料において、

『民間事業者が委託を受けて業務を行うこととなった場合、政府の指揮下にあるわけではないため、仮に、緊急の必要がある場合には業務を追加する旨の契約を定めた場合でも一定の制約を生ずることは否めず、国としての機動的な雇用政策の遂行に重大な影響を及ぼす。』

とのことだが、「一定の制約」の具体的な内容についてご説明願いたい。

前回ヒアリング資料において、

『法令上、職業紹介に関わる事務・事業をアウトソーシングすることを明示的に禁止する旨の規定はないが、これらの規定に反するような形で公共職業安定所の業務を民間に行わせることはできないと考えている。』

とのことだが、例えば、下記のような民間開放を行うことは、現行法令上問題はあるか（現行法令の改正を要するか）。ある場合には、網羅的かつ具体的に、根拠を含め、ご説明願いたい。

（1）業務委託

特定の公共職業安定所が実施している業務を包括的に民間事業者に委託する場合。

公共職業安定所が実施している特定の業務（職業紹介業務及び雇用保険業務など）を民間事業者に委託する場合。

（2）その他

特定の公共職業安定所の管轄区域において、当該公共職業安定所に代わり、包括的に民間事業者が無料職業紹介等業務を実施する場合。

公共職業安定所が実施している特定の業務（職業紹介業務及び雇用保険業務など）について、当該公共職業安定所に代わり、民間事業者が無料職業紹介等業務を実施する場合。

株式会社等の営利法人であっても、現行職業安定法上の無料職業紹介事業を実施できるものと理解してよいか。実施できない場合には、その根拠を網羅的かつ具体的にご説明願いたい。

また、平成16年度から実施している長期失業者の就職支援事業を受託している民間事業者は、現行職業安定法上、どのような位置付けと整理されているのか。（無料職業紹介事業、有料職業紹介事業など）

前回ヒアリング資料において、

『職業紹介業務に直接的に従事している職員数は、平成15年度で約6,400人である。』

とのことだが、これには非常勤職員は含まれるのか。含まれる場合、その数及びこれに係る予算額をご説明願いたい。

10月11日付日本経済新聞掲載の「若者に職業訓練券（バウチャー）」について、貴省の検討状況、今後の検討の方向性、スケジュール等につきご説明願いたい。

防衛施設【防衛庁】

本年8月3日中間とりまとめの際の貴庁の意見として「防衛施設にはその特性上、民間に開放すべきでないものがあると考えられるため、防衛庁及び在日米軍に係る施設のみすべてを検討対象とするのは適切ではない。」と述べられているが、防衛施設といえども、英国国防省のPPPの例（後方支援等まで対象）に見られるように、民間開放の例外とはいえないと考えるが、上記意見の具体的な理由を伺いたい。

現在のPFI手法による試行は、施設整備等に限定されているが、英国国防省のPPPの例等を参考に、自衛隊でしかできないと考えている部分（輸送や後方支援など）も含めて、より広範なPFI又は包括的な民間委託の検討を行う必要があると考えるが見解を伺いたい。

当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

宿舎・庁舎の管理【財務省】

庁舎、宿舎については、平成11年6月の国有財産中央審議会報告を踏まえ、所有せずに賃借とすることについて、短期的な行政需要を満たすもの等に限らず、今後広く検討を進めていくべきであると考えが見解を伺いたい。

その際、庁舎、宿舎については、国有財産法上の行政財産であり、同法第18条（処分等の制限）において、行政財産はこれを売り払うことができないと規定しており、既存の庁舎、宿舎等を売却し、賃借とする場合についての障害となることから、今後法的な面の検討を要すると考えるが見解を伺いたい。

庁舎、宿舎の集約立体化等に当たっては、PFI方式のより一層の活用を推進するとともに、国の施設の維持管理についても指定管理者制度の導入について検討すべきであると考えが見解を伺いたい。

本年6月の通達改正（「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について」）に関しては、あくまでも使用又は収益を許可する期間は1年以内にすぎず暫定的なものであり、また、行政財産の貸付け等を行えばその用途又は目的を妨げることとなるというこれまでの基本認識を変えておらず、あくまでも「例外」の範囲を拡大しているにすぎないものと考えられる。このため、行政財産であっても貸し付けその他の私権の設定が認められることを一般原則化し、庁舎等の利活用（余剰空間の民間への貸付け、売却や信託による資金調達等）を行うべきと考えるが見解を伺いたい。

万博記念公園【財務省】

公園の整備・運営に関して、現在機構が実施している企画業務、発注業務及び契約業務も特段、独立行政法人が行わなければならない業務とはいえないため、これらの業務も

含め、包括的に民間委託し、当該民間業者が全体をコーディネートすることにより民間の創意工夫による効率的な管理が可能と考えられる。この場合、サービス水準等の低下の懸念に対しては、国側において、当該民間業者を十分に監督、検査等を行うことによって対応可能と考えられるが、ご見解を伺いたい。

上記に併せ、日本万国博覧会記念基金の管理・運用及び助成金の交付業務も包括的に民間委託を行うことにより、独立行政法人としての組織は廃止し、必要最小限の業務を国等で行うことを検討すべきと考えるが、ご見解を伺いたい。

組織と業務内容およびその所属する人数を示されたい。

行刑施設【法務省】

P F I手法により整備予定の美祿社会復帰促進センター（仮称）については、構造改革特別区域法の改正により監獄法の特例措置等を講ずべく検討を進められているものと承知しているが、具体的な検討状況（特区法改正案の内容等）及び今後のスケジュールについてご教示願いたい。

上記検討過程において、当該センターの業務のうち、民間開放の対象外とされた業務及びその理由につき、ご教示願いたい。

行刑施設の新設に加え、既存施設についても、可能な限り幅広く民間開放を進めていくことが、増大する管理等業務への効率的な対応、即ち、数に限りのある公務員を特に重要な業務に重点化・シフトさせていく上で極めて重要と考えるが、貴省の見解を伺いたい。

また、こうした民間開放を進めていく上で、必要と考えられる措置（法的措置を含む）について、貴省の見解をご教示願いたい。